

答 申 第 3 1 7 号  
平成22年3月12日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）

平成21年1月26日付け健福第1242号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第406号

平成20年8月26日付けで異議申立人から提起された、平成20年8月18日付け健福第690号の3で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成20年8月18日付け健福第690号の3で行った行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、電磁的記録の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成20年4月16日開催の「新医療センターの設立に向けて」と称する会議は、知事を囲み1市2町の首長と正副議長及びこの自治体を選挙地盤とする県議が参加して開催されている。各自治体の最高責任者が集まったのだから、偶然行われる市井のいわゆる井戸端会議とわけが違うのは明白である。
- (2) 当該会議は山武及び長生地域の医療問題に係る重要案件を討議していると思料される。ことの重要性から出席者の発言を正確に記すために、録取するのは当然である。
- (3) それにもかかわらず、電磁的記録の存在を否定する貴職の処分は行政の透明性を確保するために制定された情報公開制度の根幹を揺るがすものである。行政の文書主義から逸脱することが許されるわけがない。
- (4) 異議申立人らは貴職は県民を愚弄し当該行政文書を隠蔽していると判断する。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 異議申立てに係る行政文書開示請求及び本件決定について

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、平成20年7月18日付けで、「2008年4月16日に行われた『新医療センターの設立に向けて』と称する会議に係る次の資料 3. 当該会議の発言を録取した電磁的記録」の行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件請求について、開示請求に係る行政文書を保有していないため（請求に係る行政文書を作成又は取得していない。）として、本件決定を行った。

2 不開示決定の理由について

(1) 対象文書の特定について

本件請求に係る行政文書は、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄の記載から、平成20年4月16日午後4時に千葉県庁本庁舎6階第1会議室において行われた知事と1市2町（東金市、大網白里町及び

九十九里町)の市町長等の会合(以下「本件会議」という。)において、その場での出席者の発言を録取した録音テープ等の電磁的記録と解される。

本件会議は、山武地域における新しい医療センターの設立に向けた関係者の率直な意見交換のために実施されたものであり、録音テープ等の電磁的な記録媒体による出席者の発言内容の録取は行っていない。

(2) 対象文書の不存在について

上記(1)で説明したとおり、本件会議で録音テープ等の電磁的な記録媒体による出席者の発言内容の録取は行っていない。

よって、「開示請求に係る行政文書を保有していない」ことを理由に本件決定を行ったものである。

3 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件会議は各自治体の最高責任者により重要案件が討議されているため、出席者の発言を正確に記録するため録取するのは当然であるとし、当該文書が隠蔽されていると主張するが、上記2で説明したとおり、開示請求に係る行政文書は保有していない。

第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明をもとに審査した結果、以下のように判断する。

1 本件異議申立てについて

本件請求の内容及び本件決定については、前述の実施機関の説明要旨のとおりである。

これに対し異議申立人は、平成20年8月26日付けで本件決定の取消しを求める異議申立てを行ったものである。

2 本件請求に係る行政文書の存否について

異議申立人は、本件会議の重要性から出席者の発言を正確に記すために録取するのは当然であると主張するが、これに対し、実施機関は、本件請求に係る電磁的記録は保有していないと説明するので、以下検討する。

(1) 実施機関は、本件会議は、山武地域における新しい医療センターの設立に向けた関係者の率直な意見交換のために実施されたものであり、録音テープ等の電磁的な記録媒体による出席者の発言内容の録取は行っていないと説明する。

(2) また、当審査会において実施機関から不開示理由の聴取を行ったところ、実施機関は、本件請求とは別に異議申立人が行った行政文書開示請求に対し、本件会議の会議録について開示決定を行っているが、本件会議は録音テープ等による録取を行っていないことから、会議録は職員個人の備忘録により作成したものであるとの説明があった。

なお、県以外の出席者からも録音テープ等の電磁的記録を収受していないとのことである。

(3) したがって、本件請求に係る電磁的記録を作成又は取得していないため保有していないとする実施機関の説明は、これを覆すに足る事情も見いだし難く、是認できると判断する。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件請求に係る行政文書を保有していないことを理由として実施機関が行った本件決定は、妥当である。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 1. 26	諮問書の受理
21. 2. 13	実施機関の理由説明書の受理
21. 11. 27	審議 実施機関から不開示理由の聴取
21. 12. 25	審議
22. 1. 29	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成22年1月29日現在)